

松江市立東津田児童指定管理者仕様書

(令和 7 年度公募用)

1 趣旨

この仕様書は、松江市立児童館設置及び管理に関する条例(平成 17 年松江市条例第 199 号)に定めるもののほか、指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とする。

2 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

3 管理に関する基本的な考え方

- (1) 松江市住民の平等な使用を確保する。
- (2) 施設使用者の安全確保を第一とする。
- (3) 施設の効果的及び弾力的運営を行う。
- (4) 適切な広報を行うなど、施設の使用促進を積極的に図る。
- (5) 利用者にとって快適な施設であることに努める。
- (6) 魅力のある自主事業を実施し、市民サービスの向上に努める。
- (7) 個人情報の保護を徹底する。
- (8) 障がい者への合理的配慮の提供に留意する。
- (9) 環境に配慮し、省エネやエコオフィス活動等に取り組む。
- (10) 児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設として児童の健全育成に努める。
- (11) 児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、児童館ガイドライン等の関係法令、松江市条例及び松江市立東津田児童館管理運営要綱等を遵守する。
- (12) 子育て支援に関する施設や団体等と連携を取り、協力して事業を行う。

4 管理のための体制の整備

(1) 職員の雇用等に関すること

- ① 管理に係る全従業者(臨時職員を含む)の勤務形態等については、労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法令を遵守し、管理に支障のないように配置すること。
- ② 総括責任者として館長を 1 名配置すること。館長は非常勤でも可とする。
- ③ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 38 条第 2 項に定める児童の遊びを指導する者(以下「児童厚生員」という。)の要件を満たす者 2 名以上を常勤として配置するほか、必要に応じその他の従業者を配置すること。(館長が児童厚生員の要件を満たす常勤職員である場合、児童厚生員の要件を満たす者は館長を含めて 2 名以上であればよいものとする。)

- ④ 職員に対して、施設の管理運営、個人情報の保護、暴力団排除、障がい者への合理的配慮、緊急時対策、防犯、防災等の必要な研修を実施するとともに、緊急時、防犯、防災マニュアル等、必要なマニュアルを作成し職員に周知徹底させること。
- ⑤ 経理業務、受付業務、帳簿作成業務、その他体制の整備に必要な業務を実施すること。
- ⑥ 市民（周辺地域住民等）の雇用に配慮すること。
- (2) 松江市立東津田児童館運営委員会の設置等に関すること。

現在の松江市立東津田児童館運営委員会を引き継ぎ、松江市立東津田児童館管理運営要綱第 3 条に基づき松江市立東津田児童館運営委員会を設置し、運営すること。
- (3) ボランティアの協力

児童の指導にあたっては有志指導者（ボランティア）の協力を得て行うことを可能とする。
- (4) 業務遂行の準備

指定管理者に指定された後は、自己の責任及び負担において、令和 8 年 4 月 1 日から円滑に松江市立東津田児童館の管理に係る業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えること。なお、業務の引継ぎが必要な場合は、随時行うこと。

5 法令等の遵守

松江市立東津田児童館の管理にあたっては、児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、児童館ガイドライン等関係法令、松江市条例及び松江市立東津田児童館管理運営要綱等を遵守しなければならない。なお、指定期間中、関係法令及び松江市条例等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

6 業務内容

指定管理者が行う業務は次の業務である。指定管理者が業務を一体的に委託することは認めないが、指定管理業務全般を管理及び監督する業務及び企画の決定業務を除いては、個別業務を他者に委託することは可能とする。ただし、事前に松江市の承認を得なければならない。なお、委託する場合は地域振興の観点から、可能な限り松江市内の業者又は障がい者就労支援施設、「松江市における地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める生活困窮者の自立の促進に資することの認定基準」を満たす認定生活困窮者就労訓練事業所等に委託しなければならない。

(1) 松江市立東津田児童館の運営に関する業務

- ① 自由来館型の児童館として施設を開放し、来館した児童に対して、その健康を増進し、情操を豊かにするための健全な遊びの指導等を行うこと。
- ② 未就学児とその保護者を主な対象とした行事等を開催し、情報交換や仲間作り

の場を提供する。

- ③ 子ども会等の地域組織活動の育成助長を図ること。

※ 詳細については別紙 1 に規定する。

(2) 松江市東津田児童館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

① 施設内の清掃業務

ア 日常清掃（日常的に必要な清掃業務）に関する業務

イ 定期清掃（ガラス清掃、カーペット等床清掃、空調機器フィルター清掃等定期的に必要な清掃作業）に関する業務

② 設備及び施設内の機器類の保守点検業務

ア 電気設備、空調機器、吸収式冷温水器、給排水設備等の設備に関する法定点検、保守に関する業務

イ コピー機器等の機械類の保守点検に関する業務

③ 施設等の軽微な修繕に関する業務

※ 詳細については別紙 2 に規定する。

(3) 保険への加入

指定管理者は募集要項、仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に参加すること。なお、火災保険については松江市が加入する。

(4) 行政財産使用許可の部分に関する業務

市が行政財産使用許可をする部分がある場合、次の業務を行うこと。なお、当該許可については松江市の権限であるため、指定管理者が行うことはできない。

- ① 1 件につき 20 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の軽微な修繕

- ② 日常清掃

※ 詳細については別紙 3 に規定する。

(5) その他松江市立東津田児童館の管理に必要な業務

- ① 指定された時間に諸室及び出入口等の開錠、施錠を行うこと。

- ② 指定された時間に機械警備の開錠、施錠を行うこと。

- ③ 「松江市環境配慮実践計画」に基づき省エネに努めるとともに、「LAPSS（ラップス）入力用シート（エコオフィス・エネルギー量調査シート）」を提出すること。

- ④ 自己の名義により、光熱水費等、施設の維持管理に必要な契約を継続すること。

- ⑤ 光熱水費等諸費用の支払については、令和 8 年 4 月 1 日以降請求分から行うこと。

- ⑥ 高架下占用場所管理者が行う日常点検要領（別紙 4）に基づき、一般国道 4 8 5 号高架下駐車場及び多目的広場（道路占用地）の点検を行うこと。

(6) 管理の基準

下記の開館時間等を標準仕様としており、経費の積算においてもこれを前提としている。申請書においては、この開館時間等の変更は認めない。

① 開館時間

午前 8 時 30 分から午後 6 時まで

毎週水曜日・土曜日は午前 8 時 30 分から正午まで

(駐車場についても同上)

ただし、指定管理者が特別の事情により必要と認めたときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

② 休館日

日曜日

12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

8 月 13 日から 15 日までの日

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館日を変更又は指定することができます。

③ 施設の使用制限に関する事項

指定管理者は、松江市立東津田児童館管理運営要綱第 6 条各号のいずれかに該当する場合には、松江市立東津田児童館の使用を許可しないものとします。

④ 施設の使用の許可及び承認について

仕様書別紙 1 の 4 及び 5 に従ってください。

7 自主事業に関する業務

自主事業に関する基本的な考え方は下記のとおり。自動販売機を設置する場合も自主事業とする。

① 指定管理者は、自らの予算と責任において、自主事業を積極的に企画及び実施するものとする。なお、自主事業の実施により収益が発生した場合は、その収益は指定管理者の収入とする。

② 自主事業の内容

原則として松江市立東津田児童館の目的に添ったものであること。

③ 自主事業実施における注意点

ア 自主事業の実施については松江市と事前に協議し、承認を経てから実施すること。なお、自主事業は次の全てに適合するものでなければならない。また承認に当たっては一部制限を課す場合がある。

- ・一般使用者の施設使用を阻害しないこと。
- ・事業規模が施設許容量に照らして適当であること。
- ・他の民間事業に多大な影響を及ぼす懸念がないこと。
- ・事業の実施に安全性及び補償体制が担保されていること。
- ・事業内容が公序良俗に反しないこと。
- ・市民が利用しやすいような料金（実費負担程度）を設定すること。

・その他、一般使用者の視点で疑義が生じない内容であること。

イ 指定管理者は自主事業の実施にあたり、自主事業の実施主体を明示しなければならない。

ウ 設備等を常時設置し、自主事業を実施する場合は、松江市から行政財産使用許可を受けて実施すること。

エ 自主事業の収支については、松江市立東津田児童館の指定管理業務に関する収支予算書には算入せず、別個の収支予算書を作成し、提出すること。（指定期間中の経理においても同様に指定管理業務と自主事業を分けて処理すること。）

8 備品の所有権

松江市は指定管理開始にあたっては、備品を指定管理者に貸し付けるものとする。指定管理者に貸し付ける備品については、松江市の所有とし、その使用及び保管は十分注意すること。指定管理者が、指定管理料により購入した備品についても松江市の所有とする。また、指定管理者が指定管理料以外の自己の費用により備品を購入した場合は、指定管理者の所有とする。ただし、備品を購入する場合は、事前に松江市に報告すること。

9 事業報告書の提出

指定管理者は、その管理する公の施設の管理業務に関して、次に記載する報告書を作成し、松江市に提出すること。

ア. 事業報告書

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、年間事業報告書を作成し、松江市に報告すること。

年間事業報告書に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- ① 管理業務の実施及び使用の状況
- ② 施設使用の実費負担等その他の収入の実績
- ③ 管理に係る経費の収支状況
- ④ 前 3 号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項
（④に該当するものとしては、自主事業の実施状況・収支、設定した指標の実績、指定管理者が行ったモニタリングや自己評価などがある。）

イ. 月別業務報告書

指定管理者は、翌月 10 日以内に、月別事業報告書を作成し、松江市に報告すること。

月別事業報告書に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

- ① 管理業務の実施及び使用の状況

- ② 施設使用の実費負担等その他の収入の実績
- ③ 管理に係る経費の収支状況
- ④ 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項
(④に該当するものとしては、事故・苦情・要望等の件数及び対応、設定した指標の実績、指定管理者が行ったモニタリングや自己評価などがある。)

10 モニタリングの実施

(1) モニタリングの目的

「モニタリング」とは、指定管理者によるサービスの履行に関して、関係法令、条例等のほか、仕様書、協定書等（以下「法令等」という。）に基づき、サービスが適正かつ確実に提供されているか、安定的、継続的なサービスの提供が可能であるか等について、指定管理者から提出される各種報告書、使用者アンケート調査、実地調査等により確認・評価を行い、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行う一連の仕組みをいう。

モニタリングの目的は、管理運営業務や経理の状況、利用者数や利用者の満足度など、日常的・継続的な点検によって管理運営上の課題等を発見し、必要に応じて見直しや改善を図ることで、安定した施設運営及び市民サービスの向上を実現することである。

(2) 指定管理者によるセルフモニタリング

指定管理者は、セルフモニタリングを実施し、点検した結果及びフィードバックによる見直しや具体的な改善内容について、事業報告書の一部として松江市に提出すること。

また、業務の履行状況の確認だけでは把握することのできない接客や清掃、空調、雰囲気など「サービスの質」について、客観的な評価を得るため、使用者アンケート調査等による満足度調査・評価を実施し、その結果を施設の管理運営の質の向上に活かしていくこと。

内容等	実施回数
・調査用紙を施設内に据え置く、来館者へ配布する、来館者に聞き取るなどの方法により、利用者の声を把握する。 ・実施回数や時期、調査方法、調査項目等は、指定管理者と松江市が協議の上、定める。 ・松江市立東津田児童館が、使用する児童の健全育成に寄与していること、使用する保護者の子育て支援に寄与していることに関する項目を設定する。	年1回以上

【使用者アンケートの調査項目の例】

以下の例を参考に、各施設の性格や使用形態等に応じて設定する。

◆使用者の属性

- ・性別、年齢、職業、居住エリアなどの基本情報
- ・施設の使用目的、使用頻度などの使用状況

◆基本的事項（ソフト面に関すること）

- ・職員の使用者に対する態度
- ・施設案内やホームページの見やすさ
- ・催し、講座等の事業に対する満足度
- ・クレームへの対応状況

◆維持管理業務（ハード面に関すること）

- ・設備等の管理状況
- ・清掃の状況
- ・空調の状況

◆自由意見や施設への要望など

〈その他留意事項〉

- ・実施時期については任意とするが、施設の特性等から使用者に偏りが発生するおそれがある場合は、幅広い層の使用者の意見を収集することができると判断される時期に実施する。また、前年度からの改善点等を比較できるよう、毎年度同時期に実施することが望ましい。
- ・アンケート調査の精度と信頼性を確保するため、判断に足りる十分な有効回答数を得られるよう、調査用紙の配布・回収方法を工夫し、サンプル数（目標 230 人以上）の確保に努めること。

(3) 松江市によるモニタリング

松江市によるモニタリングは、指定管理者から提出された事業報告書の内容点検及び当該指定管理施設の実地調査などによって行う。

なお、松江市は施設の安定的な運営に資することを目的として、指定管理施設における財務状況や労働条件の点検を行うために外部の専門家に委託し、確認することがある。

また、松江市はモニタリングの結果を踏まえ、指定管理者の評価を行い、市のホームページ等で評価結果を公表する。

1 1 モニタリング評価に基づく措置等

モニタリングの結果、サービス水準が仕様書に定めた仕様・水準を充足していない、業務遂行状況が事業計画や収支計画と大きく乖離しているなど、松江市が業務内容等に問題があると認めたときは、書面により指定管理者へ改善を指示する。

ただし、直ちに改善を要する場合や、改善を必要とする内容が軽微な場合は、口頭により指示することができる。

① 改善計画書の提出

指定管理者は、指示された事項について改善計画書を作成し、松江市に提出する。
松江市は、指定管理者から提出された改善計画書について、内容を確認の上、改善計画書の内容が不十分な場合、指定管理者に改善計画書の変更を求める。

② 改善報告書の提出

指定管理者は、改善計画書に基づき改善に取り組み、その結果を松江市に改善報告書により報告する。

報告を受けた松江市は、改善計画書に基づき改善されたかどうかについて、実地調査等を行い確認する。

1 2 避難施設開設時等の緊急対応業務

(1) 災害時等における避難施設の開設及び運営についての権限は松江市が有する。松江市からの指示により、緊急に避難施設として開設する場合は、指定管理者としての必要な対応をしなければならない。なお、避難施設開設中は、施設管理者として管理上必要な対応ができるよう、施設に職員を配置しなければならない。

- ① 施設の安全確認について建物及び設備等の被災状況チェック
- ② 避難施設の開錠及び施錠業務
- ③ 避難施設開設時における施設管理者として施設管理上必要な対応のための職員の配置（24 時間対応）
- ④ 松江市（施設所管課）との緊急連絡体制の整備
- ⑤ 施設使用者へ対しての使用許可の変更
- ⑥ 松江市との連絡調整等
- ⑦ その他避難施設開設時における必要な対応

(2) 自主避難する市民が来た場合は、業務時間内においては松江市の指示に従い、必要な対応を行わなければならない。また、業務時間以外に気象警報が発令又は予想され、松江市が必要と判断した場合についても、松江市からの緊急連絡等により上記と同様の対応を松江市からの指示により行わなければならない。

(3) 避難施設開設時の緊急対応業務が円滑に実施できるよう、平時から松江市との連絡を密にし、情報を共有しなければならない。

1 3 避難施設使用経費

(1) 松江市が避難所として開設した際の、避難施設開設に当たる人件費及び光熱水費などの経費は、実費を精算する。

(2) 避難施設として使用した際の破損については、松江市が原形復旧を行う。

(3) 自主避難に係る避難者の食料などは個人で準備を行うこととする。ただし、避難指示及び勧告を行った場合は松江市が準備する。

1 4 リスク分担

協定締結に当たり、松江市が想定するリスク分担の方針は別紙 5 のとおりである。細部については、松江市と指定管理者が締結する協定で定める。

1 5 協定の締結

松江市と指定管理者は、松江市立東津田児童館を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項について、協議の上協定を締結する。

協定は指定期間全体の基本協定及び毎事業年度ごとの年度協定とする。協定の主な項目は次のとおりである。なお、松江市と指定管理者の協議により項目に変更が生じる場合がある。

(1) 基本協定 <例示>

基本協定の目的、指定管理者の指定の意義、公共性の尊重、信義誠実の原則、用語の定義、管理物件、指定期間、年度協定、管理業務の範囲、松江市が行う業務の範囲、第三者による実施、管理施設の修繕、緊急時の対応、情報管理、暴力団排除、松江市による備品等の貸与、指定管理者による備品等の購入等、事業計画書、事業報告書、監査委員等による確認、指定管理料、修繕費の精算、損害賠償等、第三者への賠償、不可抗力発生時の対応等、業務の引継ぎ等、原状回復義務、松江市による指定の取消し、指定管理者による指定の取消しの申出、権利・義務の譲渡の禁止、自主事業、モニタリング、開業準備、協定の変更、疑義についての解釈 等

(2) 年度協定 <例示>

年度協定の目的、指定管理料、疑義等の決定 等

1 6 関係法令の適用

(1) 松江市情報公開条例の適用について

指定管理者は、松江市情報公開条例（平成 17 年松江市条例第 14 号）第 31 条の 2 の規定に基づき、情報公開の努力義務を負う。また、指定管理者に指定された後に松江市と締結する協定書において、松江市から管理業務に関する文書等（管理業務の遂行に当たり作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録等で指定管理者が保有しているもの）の提出の求めがあった場合には、これに応じなければならない義務を負う。

(2) 個人情報の保護に関する法律の適用について

指定管理者は、管理業務の遂行に伴って個人情報を取り扱う場合には、個人情報の適正管理に関して個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 66 条及び第 67 条の規定に基づき徹底した個人情報の保護に努める義務を負う。また、別紙 6 に定める事項を遵守すること。なお、個人情報の盗用等の行為には、個人情報保護法第 176 条及び第 180 条に基づく罰則が適用される場合がある。

併せて、指定管理者が個人情報保護法第 16 条第 2 項に定める個人情報取扱事業者

である場合、指定管理者は、同法第 23 条に基づく個人データの安全管理措置義務等、個人情報取扱事業者としての義務を負う。

(3) 松江市暴力団排除条例の適用について

指定管理者は、松江市が設置した公の施設が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動に使用され、又は暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるときは、当該公の施設の使用の許可について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すなどの対応を徹底しなければならない。また、警察が公の施設において排除措置の対象となる行為が行われている又は行われるおそれがあるとして、暴力団員等による公の施設の使用停止を求める要請があった場合においても同様の対応を行わなければならない。

(4) 障がい者への合理的配慮の提供について

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、主務大臣の対応方針を遵守することに加え、必要に応じ、松江市が定めた「職員対応要領」を踏まえた合理的配慮を提供することに留意すること。

1.7 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、松江市と協議し決定する。

1.8 業務を実施するに当たっての注意事項

- ① 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営を行わないこと。
- ② 個人情報の保護について、職員に周知徹底させること。
- ③ 暴力団排除に関する適切な対応について、職員に周知徹底させること。
- ④ 障がい者への合理的配慮の提供について、職員に周知徹底させること。
- ⑤ 緊急時対策、防犯、防災対策について、マニュアルを作成し、職員を指導するとともに、事故・災害等が発生した場合には、速やかに応急処置を講じること。

別紙 1

松江市立東津田児童館の運営に関する業務の詳細

1. 健全な遊びの提供

- (1) 児童が放課後、夏休み等に自由に訪れることができるよう開放し、必要に応じて健全な遊びの指導や、自主的な活動の支援を行うこと。
- (2) 遊びの集団指導を行うこと。開催は原則として土曜の午前中とし、指導にあたっては主として小学校1～3年の学童を対象に、以下の点に配慮した内容とすること。
なお、児童の安全管理に十分留意すること。
 - ① 児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮すること。
 - ② 児童の体力、活動力や情操を高めるために効果的な遊びを指導の中心として設定するほか、必要に応じて日常生活、栄養等に関する指導を行うこと。
 - ③ 遊びを通して、安全に関する注意力、危険回避能力の養成等、事故防止のための指導を行うよう配慮すること。
 - ④ 継続的、組織的に行うよう配慮すること。
- (3) 事業の実施にあたっては、参加者に実費の負担を求めることができるものとする。

2 子どもの居場所の提供

- (1) 原則として児童等が自由に来館できるよう施設を開放すること。ただし、利用者数等を記録するほか、必要に応じ児童の住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を把握しておくこと。
- (2) 施設で所有する図書は無償で児童に貸出することができることとし、これに関する業務を行うこと。

3. 保護者の子育ての支援

- (1) 未就学児とその保護者を主な対象として児童館を開放し、情報交換や仲間作りの場を提供するほか、子育てに関する相談に応じるなど、子育て支援を行うこと。
- (2) 次の事業を実施すること。
 - ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 - ②子育て等に関する相談、援助の実施
 - ③地域の子育て関連情報の提供
 - ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）
- (3) 事業の実施にあたっては、参加者に実費の負担を求めることができるものとする。

4. 地域組織活動の育成助長

- (1) 松江市立東津田児童館管理運営要綱第 3 条に定める運営委員会が承認する子ども会及び地元自治会等の地域組織活動と連携を図り、その活動を支援し、育成助長及びその指導者の養成を図ること。
- (2) 上記 (1) の地域組織活動を目的とした施設使用希望があったときは、原則、閉館時間に限り、施設使用に協力すること。
- (3) 松江市立東津田児童館管理運営要綱第 4 条から第 12 条に基づき許可を行うこと。
- (4) 施設使用にあたり、光熱水費等の実費相当分を請求することができる。
- (5) 施設使用に関して、注意事項を定めその説明を行うこと。また、付帯設備の操作説明を行い、適正な使用を促すこと。
- (6) 使用後に原状回復が行われていないとき及び部屋の破損等を発見した場合は、使用者に対して回復を指示すること。

5. その他施設使用に関する許可

- (1) 上記 4. 地域組織活動以外に公共団体もしくは公共的団体から施設使用希望があった場合は、閉館時間に限り、指定管理者の判断にて使用を認めることができる。なお、松江市に係わる事業を行う団体の使用に関しては、開館時間内であっても、本来の児童館活動に支障のない範囲において、指定管理者の判断にて使用を認めることができる。
- (2) 松江市立東津田児童館管理運営要綱第 4 条から第 12 条に基づき許可を行うこと。
- (3) 施設使用にあたり、光熱水費等の実費相当分を請求することができる。
- (4) 施設使用に関して、注意事項を定めその説明を行うこと。また、付帯設備の操作説明を行い、適正な使用を促すこと。
- (5) 使用後に原状回復が行われていないとき及び部屋の破損等を発見した場合は、使用者に対して回復を指示すること。

別紙 2

施設等の維持管理に関する業務の詳細

1 基本事項

- (1) 施設等を常に清潔な状態に保持するよう努め、管理上発生した廃棄物については適正な分別を行い、所定の場所に搬出するとともに、定期的な清掃等を実施すること。また、使用者には、ごみの持ち帰りを徹底させること。
- (2) 維持管理に係る費用、光熱水費、電話料金等は、指定管理者が一括して支払うこと。
- (3) 松江市が貸与する施設設備及び備品は、善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (4) 電球等の消耗品は、随時補充又は交換すること。
- (5) 自家用車等での来館者が多い日については、車両の誘導を行い、駐車場の整理を行うこと。
- (6) 指定管理者に対して支払う指定管理料により購入した物品は、当該業務のみに使用すること。また、指定管理料により購入した備品は、台帳（電子データ可）により管理すること。
- (7) 維持管理業務に要する諸工具、器具、消耗品、光熱水費等一切の費用については、指定管理業務に係る経費の中に含んでいる。
- (8) 保守点検等の結果、部品の取替、修理等の整備を必要とする場合は、速やかに処置することとし、1件につき20万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の修繕等は指定管理業務に係る経費の中で指定管理者が行うこと。
- (9) 法定点検業務に係る諸費用は指定管理業務に係る経費の中に含んでいる。
- (10) 保守点検業務については、年度当初に緊急連絡体制表と年間の設備保守点検計画表を作成し、指定管理者はこの計画に従って業務を遂行すること。変更が生じた場合は、その理由と対処方法を記録保存すること。
- (11) 指定管理者は、管理対象設備等の動作不良及び故障発生の通知を受けた場合は、速やかに原因を究明し、対処すること。
- (12) 保守点検業務実施に際し、業務ごとに事前に必要と思われる箇所を補強養生し、施設及び設備周辺を保守点検整備業務前の状態に維持しなければならない。
- (13) 保守点検の結果生じる消耗品、使用済み部品等廃棄品の廃棄については、維持管理業務に含んでいる。
- (14) 複数のメーカーの機器が連動して動作しているものについては、指定管理者の指示のもと、業務従事者間の連携を図り、効率的かつ安全な作業を実施すること。
- (15) 定期点検、維持管理業務を行った後は、速やかに点検の結果等を記録し保存すること。

2 施設等の清掃業務

(1) 目的

当該業務は、松江市立東津田児童館の全般について、「建築物の衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)」に基づく清掃を目的とし、松江市立東津田児童館内外の環境をより衛生的に保持し、使用者に、常に清潔かつ爽快な執務環境を提供するとともに、建物の耐久化を図ることを目的とする。

(2) 清掃業務の範囲・作業頻度

清掃業務の範囲は、松江市立東津田児童館の内外を範囲とし、その作業内容は下記に示すとおりである。作業頻度については、日常清掃は原則毎日実施するものとする。

(3) 清掃業務における遵守事項

- ① 指定管理者は、提案内容に従って、清掃業務に係る計画を作成することとし、業務が、策定した計画書に基づき実施されるよう管理すること。
- ② 指定管理者は、業務の実施が施設等の使用に支障を与えないよう充分配慮すること。
- ③ 清掃業務を総括的に実施するため、清掃責任者を選任し、企画、指導及び監督させること。
- ④ 作業の実施に当たっては、常に火災、盗難その他の事故が発生することのないよう十分に注意すること。
- ⑤ 作業に当たり設備及び備品等を損傷しないよう細心の注意を払うこと。万一器物等を損壊した場合には、指定管理者は松江市に速やかに連絡し、その指示に従い指定管理者の負担で原状回復する。
- ⑥ 清掃器具及び使用材料は指定管理者の負担とし、作業内容及び建築材料に最も適したものをを用いること。また、本作業に使用する器具及び材料等は全て品質良好（日本工業規格等）のものを使用するとともに、その取扱いや使用方法についても、過誤のないよう十分注意しなければならない。
- ⑦ トイレ及び洗面所において使用者が使用する石鹸、トイレットペーパー等の消耗品は指定管理者の負担とし、使用者の健康及び快適性を重視した良質なものをを用いること。
- ⑧ 指定管理者は、この作業に直接使用する以外の機械器具及び材料等の物品を、松江市の許可無く施設内に搬入及び放置してはならない。
- ⑨ 清掃作業員が作業に従事するときは、一定の服装を着用させて指定管理者の作業員であることを明瞭にするとともに、服装は常に清潔を保たせなければならない。
また、本作業に従事する清掃作業員は、言語動作に十分気をつけ、他人に不快の念を抱かせてはならない。
- ⑩ 作業時は、通行者、壁等に塵、ほこり、清掃用水等を飛散させないように十分注意すること。
- ⑪ 清掃作業員が業務の実施中に破損箇所を発見した場合は、直ちに適切な処置を講ずること。

- ⑫ 紙くず、廃棄した書類等は、煙草の吸殻とは区別し、火元に十分注意した上で処理すること。
 - ⑬ 電気及び機械設備の定期点検業務等が行われる場合には、関係者と相互に連絡及び協調して、業務を円滑に遂行するよう努めること。
 - ⑭ 環境衛生の向上
 - ア 使用する機械や作業実施に当たっては、浮遊粉塵を発生させないように行うこと。
 - イ 作業上排出される汚濁排水その他が、自然環境を汚染する結果にならないこと。
 - ウ その他環境衛生を損なうおそれのないこと。
 - ⑮ 施設等の安全性の向上
 - ア 作業能率や経済効率を理由として、建材の保全性を損なう方法は避けること。
 - イ 作業機材の放置など、使用者の安全を損ねる作業方法を排除すること。
 - ウ 物品の破損、汚染に注意し、移動できる物品は移動して行う。また付属品の破損、取付の不備等を発見したときは直ちに指定管理者が安全確保のための適切な処置を行うこと。
 - エ 火気には特に留意し、引火性物質は絶対に使用しないこと。
 - ⑯ 労働安全性の向上
 - ア 作業者の注意力に依存するだけでは解決できない、労働災害多発型作業の排除、又は改善を追求すること。
 - イ 熟練を要する危険度の高い資機材の利用は極力抑制すること。
 - ⑰ 作業能率の向上
 - ア 上記の項目を満たした上で作業の能率を向上するための業務改善に努めること。
 - ⑱ 指定管理者は作業日誌を作成すること。
 - ⑲ 年末年始の休館日の清掃は行わない。ただし、(5)に規定する特別清掃を行うときは、この限りではない。
- (4) 清掃内容（日常清掃）
- ① 床面清掃
 - 床面の光沢、機能が恒久的に維持できるような清掃を行う。
 - ② 玄関、ポーチ、エントランスホール
 - 常に気を配り、紙屑、吸い殻、ごみ等がないよう手入れする。
 - ③ 廊下及び遊戯室、集会室等館内各室
 - 案内版・掲示板、柱の腰下、扉、中木、手摺等のほこり払い及び汚れ落としを行い、必要により水拭きをする。
 - ④ トイレ
 - ア トイレブラシ、スポンジ又は白ハンドパットを使い、専用の洗剤で洗浄し、洗浄後は良く水を洗い流す。
 - イ 金属部分は洗剤を使用した後、十分に水洗いをして、乾いたタオルで拭きあげ錆が出ないようにする。

ウ 個室の扉、間仕切り壁面の拭きあげを行う。

エ ペーパーの補給、屑入れのごみ類を処理する。

⑤ 調理室

ア 調理器具は常に清潔を保ち、食器類は使用后洗剤で洗浄し、拭きあげる。

イ 流し台周辺はタオルに洗剤を含ませ洗い流した後、拭いて仕上げる。

ウ 出入口ドア、壁面等は、汚れに応じて洗剤拭き又は水拭きを行う。

⑥ 外周等

ア 松江市立東津田児童館の外周及び館庭、一般国道485号高架下駐車場及び多目的広場は、紙くず、ごみ、吸殻、落葉、雑草等のないように注意する。

イ 金属部分は空拭き又は水拭きをする。

ウ 屋上排水口は、つまりの原因とならないよう点検清掃を行う。

エ フェンスの汚損の有無にも留意する。

⑦ 落書きの処理

落書きを発見した場合は、直ちに松江市に報告し、その指示により処理すること。

(5) 日常清掃とは別に定期清掃を年1回実施することとし、次の事項の作業を行うこととする。(定期清掃の日程は、指定管理者と松江市が協議の上決定する。)

① 窓ガラスは、両面ともに洗剤（サッシに有害となるものは不可）で汚れを取り、清掃すること。

② 照明器具、時計、ブラインド等日常清掃を行わない箇所について、脚立等を使用し、ダスコン等により塵払いをすること。(ただし、カーテンは別とする。)

③ 電話機は、汚れを落とし、乾布で拭くこと。

④ カーペット等は、局所的な汚れを除去し、洗剤で洗浄すること。

⑤ 側溝、溜め桝等は、土砂を除去し、除去した土砂等は所定の場所に収集すること。

⑥ クモの巣を取ること。

⑦ 床面の樹脂及びワックスの塗布及び研磨、タイルカーペットのクリーニング

⑧ 金属部の磨き(扉、サッシ、ハンドル、手摺、水栓類並びにエレベーターの押釦及び操作盤プレートなど)

⑨ 扉及び間仕切りのガラス磨き

⑩ 巾木、造作脚部及び腰壁の汚損部清掃

⑪ 屋外(犬走り、屋上)及び敷地内の会所桝、排水溝及び、ルーフドレンの清掃

⑫ シャッター及びサッシの除塵

⑬ 外部窓ガラス磨き(含むサッシ)の清掃

⑭ 駐車場床面及び車路の清掃

⑮ 敷地内の除草作業及び除草剤の散布(必要に応じ)

⑯ 施設内の害虫駆除及び殺虫剤の散布(必要に応じ)

(6) 収集したごみの処理

① 収集したゴミは、適正に分類及び梱包したうえ、収集場所へ搬入すること。(ただ

- し、袋には効率良く収め、必要以上に袋の数を増やすことのないよう努めること。）
- ② 引火性の廃棄物、使用済乾電池、蛍光灯は、存在がわかるように分別しておくこと。
 - ③ ごみ袋からの汚水漏れ、または汚水による袋の損傷がないよう留意すること。
 - ④ ごみ置場の清掃は、適宜行い不衛生にならないよう留意すること。
 - ⑤ 資源ごみ回収に関し十分に配慮すること。

3 設備及び施設内の機器類の保守点検業務

(1) 目的

本業務は、建物の設備等の日常的な運転操作と適切な保守整備を行うとともに法定点検を確実に実施し、快適な環境を作るとともにその機能を十分発揮するよう常に事故の予防に努めるとともに、各機器の耐久化を図ることを目的とする。

(2) 電気設備保守業務

- ① 保安規定に基づく保守点検（受変電設備など）
- ② 中央監視盤の監視、記録及び情報の処理指令
- ③ 低圧盤、動力制御盤及び電灯分電版の点検整備清掃
- ④ 自家用発電機の定期試運転及び無負荷運転、各付属機器点検
- ⑤ 直流盤及び直流電源装置の点検清掃
- ⑥ 各蓄電池の比重、電圧及び温度の測定及び均等充電並びに清掃
- ⑦ 電気室清掃
- ⑧ 各照明ランプ点検及び不良物取替え
- ⑨ 各電動機運転状況の点検、手入れ、注油等
- ⑩ 非常照明、誘導灯などの点検
- ⑪ 弱電端子盤の点検清掃
- ⑫ TV 共聴設備の目視点検
- ⑬ EPS 内点検及び幹線点検
- ⑭ 配線器具（スイッチ、コンセントなど）の修理及び取替え
- ⑮ 消防設備（防火扉、自動火災報知設備、放送設備など）の点検
- ⑯ 検針記録及び電気設備使用状況の把握とその報告
- ⑰ 高圧及び電話ケーブル引き込み点検並びにマンホール内部の点検

(3) 空調換気設備保守業務

- ① 空調熱源機器（エアコン、床暖房、室外機など）の運転操作及び運転状態の点検、調整及び記録
- ② 空調関係各機器（空調機、エアフィルターなど）の運転操作及び運転状態の点検、調整及び記録
- ③ 外気温度、室内温度、湿度、給気及び還気温度の測定及び記録
- ④ 換気設備の運転操作及び調整
- ⑤ 各機器の回転部、摺動部、可動部、軸受などの点検、調整及び注油

- ⑥ 空調機、各ファンベルトの緩み、偏芯などの点検調整
- ⑦ エアフィルターの汚染度点検及び作動状況の確認
- ⑧ 各ポンプ運転状態の点検及び調整
- ⑨ 自動制御装置の作動状況の点検及び調整
- ⑩ パイプスペース及びダクトスペース内の点検（漏水、エア漏れの有無）
- ⑪ 給湯設備などの点検
- ⑫ 衛生器具の点検及び調整
- ⑬ 消防設備の自主外観点検
- ⑭ 排水箇所の点検清掃
- ⑮ ルームエアコンの点検及びフィルター洗浄
- ⑯ その他の設備の点検
- ⑰ 煙管清掃
- ⑱ 吸収溶液分析

(4) 給排水設備保守業務

- ① 給水設備の点検
- ② 排水設備の点検
- ③ 漏水の点検
- ④ その他給水に係る設備の点検

※点検回数、点検項目は使用実態に応じ、別途打ち合わせによって決定する。

飲料水に係る箇所の点検については原則年 2 回、それ以外については年 1 回とする。

(5) ガス設備保守業務

- ① ガス器具等の点検

※点検回数、点検項目は使用実態に応じ、別途打ち合わせによって決定する。

(6) 法定点検業務

- ① 法律に定められた業務の実施（必要に応じ）

(7) コピー機器等の機械類の保守点検に関する業務

- ① 日常的に動作を確認し、日常の使用に支障のない状態を保つこと。
- ② 定期的な点検（原則年 1 回）を行うこと。
- ③ 消耗品等の購入及び補充を行うこと。

4 施設等の軽微な修繕及び備品の修理・交換について

1 件につき 20 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の軽微な修繕等については指定管理業務に係る経費の中で指定管理者が実施すること。

別紙 3

松江市立東津田児童館の施設等の行政財産使用許可の部分に関する業務の詳細

行政財産使用許可に関する権限は松江市にあるが、指定管理者は施設の管理者として次の業務を実施するものとする。なお、この業務に係る費用も指定管理業務に係る経費に含んでいる。

- (1) 使用者に対して付帯設備等の操作説明を行うこと。
- (2) 日常の清掃を行うとともに、付帯設備の状態を日常的に点検し、常に使用に耐えうる状態に保つこと。
- (3) 施設の使用許可に係る部分の 1 件につき 20 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の軽微な修繕等については指定管理業務に係る経費の中で指定管理者が実施すること。
- (4) 目的外使用完了時に使用施設等の原状回復がなされていることを速やかに確認し、実施されていないときは直ちに松江市に連絡すること。

高架下占用場所管理者が行う日常的点検要領

1. 目的

この要領は、松江だんだん道路高架下利用計画に基づき松江市が占用する東津田児童館関連の占用部分の管理者（以下「占用場所管理者」という。）が行う日常的点検について定める。

2. 点検の範囲

占用場所管理者が行う日常的点検の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 占用場所の上空の地上から目視可能な範囲
- (2) 占用場所内の橋脚のうち地上から目視可能な範囲

3. 点検等の対象

占用場所管理者が行う日常的点検の対象は、次のとおりとする。

- (1) 占用場所の上空の橋桁のうち地上から目視で確認できるもの。
- (2) 占用場所内の橋脚のうち目視で確認できるもの。

4. 点検等の内容及び方法

点検の内容及び方法並びに時期は、次のとおりとする。

(1) 点検項目

- ① 目視で確認できるひび割れ。
- ② 目視で確認できる剥離。
- ③ コンクリート片及びその他の落下物。

(2) 点検時期

点検の時期は、概ね1ヶ月に1回以上とする。ただし、ひび割れ、剥離、落下物等の異常が確認された場合は、その状況により点検の頻度を別途定める。

(3) 点検の方法

点検は、地上からの目視により行う。

(4) 清掃及び除草の時期

- ① 清掃は、飛散している塵芥については随時行い、それ以外については、適宜行う。
- ② 除草は、草の状況を見て適宜行う。

(5) 清掃及び除草の方法

日常的な清掃及び除草は、東津田児童館の管理者が行う。ただし、必要に応じて地域の協力を得ることも可能とする。

5. 点検等の体制

- (1) 点検は、占用場所管理者が行うが、必要に応じて松江市の協力を求めることができる。

- (2) 清掃及び除草は、占用場所管理者が日常的に行うとともに、必要に応じて地域の協力を得て行う。

6. 点検等の記録

- (1) 点検の記録については、実施したときに、道路管理者が指定する記録簿に記録する。
- (2) 清掃の記録については、日常的な清掃は記録を必要としないが、異常があった場合は記録する。
- (3) 除草の記録については、日常的な除草は記録を必要としないが、大規模な除草作業は記録する。

7. 点検等の結果の報告

- (1) 点検等の結果については、年度末に道路管理者に提出する。
- (2) ただし、喫緊の対応が必要なものについては、速やかに道路管理者に連絡し、その後の対応については指示を得ること。

8. その他

高架下の占用許可基準（平成 21 年 1 月 26 日国土交通省道路局路政課長通達）を遵守すること。

リスク分担表

項目	内容	松江市	指定管理者
物価の変動	人件費、物品費、水道光熱費等の変動に伴う経費の増		○※
法令等の変更	管理運営等に直接影響する法令等の変更	協議事項※	
税制変更	消費税（地方消費税含む）率等の変更	○	
	法人税・法人住民税率等の変更		○
	上記以外で管理運営に影響するもの	協議事項※	
資金調達	運営上必要な初期投資、資金の確保		○
不可抗力	自然災害等により、業務を変更、中止又は延期する場合	協議事項※	
運営リスク	施設等の管理上の瑕疵に係る臨時休館等		○
	実施が定まっている改修、修繕、保守点検等による施設の一部使用停止		○
	実施時期が未定である改修、修繕、保守点検等による施設の一部使用停止	協議事項※	
施設、設備、備品の損傷	事故、火災によるもの	協議事項※	
	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		○
施設使用者等への損害賠償	下記以外のもの	協議事項※	
	管理業務における施設等の管理上の瑕疵に係るもの		○
施設の火災保険加入		○	
包括的管理責任		○	

※物価の変動については、次に掲げる項目に関して別途対応する。

- ・人件費：積算基準額を松江市が改定した場合は協議を行う。
- ・修繕費：募集要項の記載に基づき精算する。

※協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

別紙 6

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 指定管理者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 指定管理者は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 指定管理者は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(適正な維持管理)

第4条 指定管理者は、この協定による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、この協定による業務の責任者及び従事者（以下この項において「責任者等」という。）を定めるとともに、責任者等の管理体制及び実施体制並びにこの協定による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について、書面により松江市に報告するものとする。

(個人情報の持出しの禁止)

第5条 指定管理者は、この協定による業務の実施に当たって、個人情報を事業所から持ち出してはならない。ただし、松江市の承諾がある場合は、この限りでない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6条 指定管理者は、この協定による業務に関して知り得た個人情報を協定の目的外に利用し、又は第三者（指定管理者の子会社を含む。以下同じ。）に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 指定管理者は、松江市が承諾した場合を除き、この協定による業務を自らが行うものとし、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者への委託等の準用)

第8条 この特記事項は、指定管理者が、松江市の承諾に基づき、この協定による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(従事者に対する教育・監督)

第9条 指定管理者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した場合には、罰則が科せられることその他個人情報の保護に関して必要な事項を教育するとともに、その監督を行うものとする。

(複写又は複製の禁止)

第10条 指定管理者は、この協定による業務を処理するために松江市から引き渡された個人情報記録された資料等を松江市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第11条 指定管理者は、この協定による業務を処理するために、松江市から引き渡され、又は指定管理者自らが収集若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この協定の完了後直ちに松江市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、松江市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第12条 松江市は、指定管理者がこの協定による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、必要に応じ、実地検査により確認することができる。

(事故報告)

第13条 指定管理者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに松江市に報告しなければならない。

(事故発生時の責任)

第14条 指定管理者は、個人情報の漏えいにより松江市及び第三者に損害を与えた場合は、その損害額等について協議のうえ、この協定及び特記事項の終了又は解除の有無にかかわらず、この協定の定めに従うものとする。

(改善)

第15条 松江市は、指定管理者がこの協定による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、指定管理者に対して必要な改善をさせることができる。